

審 査 基 準

令和6年12月1日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第51条の13第1項第1号ロ
処 分 の 概 要 : 講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定
原権者 (委任先) : 長崎県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項から第3項まで (認定の要件及び申請)
審 査 基 準 : 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの認定の要件は、確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項に規定されているが、同項の「その技能及び知識を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。
標 準 処 理 期 間 : 30日以内
申 請 先 : 長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室又は各警察署の交通課 (地域交通課)
問 い 合 わ せ 先 : 長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室 電話095-820-0110 (内線5261)
備 考 :